二次的利用等に関する検討事項について

平成 23 年 7 月 14 日

- 1. 統計法施行状況報告の記載内容及び説明のポイント
 - ○調査票情報の二次利用 (法第32条に基づく調査票情報の利用)
 - ○調査票情報の提供(法第33条に基づく調査票情報の利用)
 - ○委託による統計の作成等の実施 (オーダーメード集計)
 - ○匿名データの作成、提供

上記の取組について、3. に示した昨年度の検討結果も踏まえ、総務省政策統括官室からまとめて説明。

2. 対象府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

- 3.「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」におけるオーダーメード集計、匿名 データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供についての第3WG検討結果(取り組 すいたき統計整備の方向性)
- (i) 基本計画に掲げられた二次的利用について、引き続き以下の事項を推進する。
 - ・各府省は、今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順 次拡大していく必要がある。
 - また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間をより短くしたり、過去長期にわたって二次的利用の対象としていく必要がある。
 - ・総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、 二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。
 - ・各府省は、二次的利用に対する制度、手続き、二次的利用可能な統計調査の周知を図る必要がある。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。
 - ・各府省は、利用手続きについて、利用者のニーズを把握し改善に努める。
- (ii) 各府省は、法第 33 条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに準拠して適切 な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に 法第 33 条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。